

「お悔やみ窓口」開設について

1 概要

栄区にお住まいの方がお亡くなりになった際に、ご家族等のご遺族が区役所で行う手続きをお手伝いする「お悔やみ窓口」を12月に開設いたします。

この窓口は、区役所等の手続きに不慣れな方のサポートを目的として、予約時に聞き取りさせていただいた情報から、お亡くなりになった方やご遺族に必要な手続き等を区役所各課に確認のうえ、窓口の案内や申請書作成の支援を行います。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 栄区の開設時期・開設場所等

開設日：令和7年12月15日（月）

開設場所：栄区役所本館3階エレベーター横 38番窓口

予約方法：12月9日（火）から予約受付開始（電話又はインターネット）

4 利用できる方

栄区に住民登録があった方の御遺族

5 利用可能日時

・平日（第2・4土曜日の開庁日は不可）

・予約枠（1日4枠） ※1枠1組

- ① 9時00分 ～ 9時50分
- ② 10時30分 ～ 11時20分
- ③ 13時30分 ～ 14時20分
- ④ 15時00分 ～ 15時50分

6 利用方法

希望日の、4 営業日前の16時までに次のいずれかの方法でご予約ください。

- ・ウェブ：横浜市電子申請・届出システム（24時間対応）
- ・電話：045-894-8753（平日 8 時45分から17時15分まで）

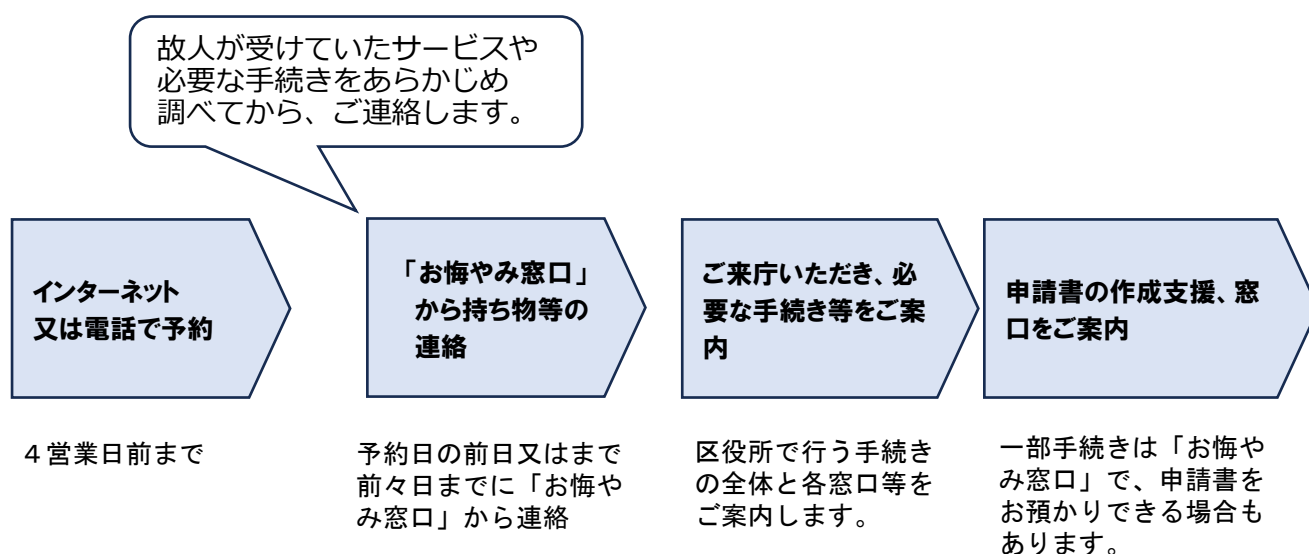


予約はこちら

※詳細はウェブページをご覧ください。

※予約の際、お亡くなりになった方のお名前、生年月日、住所、死亡日、死亡届出日等をお伺いします。事前にお調べのうえ、御予約ください

【お悔やみ窓口の流れ】



【お悔やみ窓口のメリット】

- ・予約していただいた際に、故人の情報を聞き取りさせていただき、各所管課へ故人が受けていたサービスや必要な手続きをご遺族に代わって確認します。
- ・区役所にお越しいただく前に、必要な書類や持ち物を調べた上で、ご案内するので、手続き等が一度で終了します。

栄区役所にお悔やみ窓口を設置します

～ご親族を亡くされた際の区役所での手続をサポート～

栄区では、亡くなった方に関する手続を御案内する「お悔やみ窓口」を12月に開設いたします。御利用には、事前予約が必要です。

※亡くなった際、栄区に住民登録をされていた方が対象です。

お悔やみ窓口

場 所：栄区役所 本館 3 階 エレベーター横 38 番窓口

予約枠：平日（第 2・4 土曜日の開庁日は不可） ※1日4枠（1 枠 1 組）

① 9 時00分～9 時50分 ②10時30分～11時20分 ③13時30分～14時20分 ④15時00分～15時50分

お悔やみ窓口でできること

- 事前予約の際にお伺いした情報をもとに必要な手続をお調べします。
- 申請書の作成をお手伝いします。
- 必要な手続の一覧表を作成し、各窓口にご案内します。



予約方法について

来庁希望日の 4 営業日前の 16 時までに、以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 「横浜市電子申請・届出システム」にアクセス
- ② キーワード「お悔やみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。



12月9日（火）から予約受付開始



●電話予約

電話番号：**045-894-8753**

※お客様対応中はすぐに出られない場合がありますので、ウェブでのご予約をおすすめします。

受付時間：8：45 ～ 17：15（土・日・祝休日・12/29-1/3 を除く）